

第5回教育委員会

令和2年3月31日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第34号

大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則の一部を
改正する規則案

議案 号

大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則の一部を改正する規則

大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則（平成29年大阪市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第28条の5第1項の規定により採用された」に改め、同条第3項中「平成3年法律第110号」を「平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。」に改め、同条に次の1項を加える。

4 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、教育長が別に定める。

第3条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「及び育児短時間勤務職員等」を「、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(参照)

傍線は削除

太字は改正

大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則（抄）

(勤務時間)

第2条 省 略

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を

第28条の5第1項の規定により採用された

占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、教育長が別に定める。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員又は同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員（以下これらを「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務又は同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容（以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、教育長が別に定める。

4 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、教育長が別に定める。

(勤務時間の割振り)

第3条 前条第1項の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期

間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

2 前項の規定による職員の勤務時間の割振りは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間の割振りとする。

(1) 昼間において授業を行う学校又は課程に勤務する職員 午前8時30分から午後5時まで（休憩時間を除く。）。ただし、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については、午前8時30分から午後5時までの範囲内で、校長又は園長（以下「校長」という。）が別に定める。

(2) 夜間において授業を行う学校又は課程に勤務する職員 午後0時30分から午後9時（職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第5条第5項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）にあつては、午後0時45分から午後9時15分）まで（休憩時間を除く。）。ただし、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については、午後0時30分から午後9時（教育職員にあつては、午後0時45分から午後9時15分）までの範囲内で、校長が別に定める。

大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則の一部改正について

1 改正の理由

令和2年4月から地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）に基づく代替任期付職員の教育職を任用することに伴い、当該職員を本規則の対象とするほか規定整備を行う必要があるため、規則の一部を改正する。

2 主な改正の内容

規則の対象職員に育児休業法第18条第1項により任用された任期付短時間勤務職員を追加する（第2条第4項、第3条関係）

3 施行期日

令和2年4月1日